

広島県告示第三百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

倉南川（五八八）	区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号
倉南川（五八八）	土石流	土砂災害警戒区域	広島県呉市倉橋町石原地内	
倉南川（五八八）	土石流	土砂災害特別警戒区域		